

NPE 有害性評価の検討状況

令和元年9月20日

優先評価化学物質「 α - (ノニルフェニル) - ω - ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル)」(優先通し番号 86。以下「NPE」という。)については、平成 30 年 3 月に開催された 3 省合同審議会において進捗報告がなされた後、有害性評価について審議が継続している。

議論の焦点は、NPE の変化物であるノニルフェノール (以下「NP」という。)について、Watanabe ら (2017) の試験データ (以下「MEOGRT」という。)¹ 及び Ward and Boeri (1991) の試験データ (以下「アミデータ」という。)² を化審法リスク評価の PNEC の導出根拠として採用することの妥当性についてであり、その検討状況は以下のとおり。

1. MEOGRT

MEOGRT については、実際の試験水温の状況等を巡る議論が収束しておらず、3 省の関係審議会委員からなる意見交換の場を設置する方向で調整中。

今後、そこでの議論の内容を踏まえ、MEOGRT の扱いについて検討する方針。

2. アミデータ

化審法第 2 条第 3 項及び第 5 項における被害の恐れを評価する際に対象となる動植物の範囲は、環境基本法に規定する「生活環境」保全に必要な範囲に限定される趣旨が、逐条解説において示されている^(*)。

そのような中で、NP の環境基準を決定した中央環境審議会答申 (平成 24 年 3 月)³ において評価文献の範囲から除外されたアミデータ (*Americamysis bahia* が“国外種”であるため) を、化審法 PNEC の導出根拠としての採用することの妥当性について事務局間で調整が続いており、環境基準が設定されている化学物質の化審法リスク評価について、有害性情報を収集する範囲が環境基準制定の検討において収集する範囲と異なることについて、法条文及び条文の解釈に照らして妥当であるかが主な論点となっていたところ。環境

¹ Watanabe H, Horie Y, Takanobu H, Koshio M, Flynn K, Iguchi T, Tatarazako N (2017) Medaka Extended One-Generation Reproduction Test Evaluating 4-Nonylphenol. Environ Toxicol Chem 36:3254-3266

² Ward TJ, Boeri RL (1991) Chronic Toxicity of Nonylphenol to the Mysid, *Mysidopsis bahia*. Environ Systems Study No. 8977-CMA, EnviroSystems Div. Resour. Anal. Inc., Hampton, NH:61 p. (ECOTOX no. 55405)

³ 「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について (第 1 次答申) (平成 24 年 3 月 中央環境審議会)」

基本法との関係から環境省において法的整理を行い（別紙1）、それに対する経済産業省意見も出された（別紙2）。

（別紙1）「環境基本法と化審法リスク評価について」（環境省）

（別紙2）「環境基本法と化審法リスク評価について」に対する意見（経済産業省）

（*）化審法 参考条文

（参考1） 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）

第2条第3項 この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

第2条第5項 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

※ 生活環境動植物：その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。（第2条第2項）

（参考2） 化審法逐条解説 P34（16）

第二項の第一種特定化学物質及び第三項の第二種特定化学物質に関しては、「生活環境動植物」への被害を防止する観点から行うこととされている。「生活環境動植物」とは、平成十五年改正により導入された概念であり、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質が数量制限等を伴う直接規制の対象となりうるものであることを踏まえ、こうした直接規制を講ずる場合における評価の対象となる動植物の範囲を環境基本法に規定する「生活環境」保全に必要な範囲に限定する趣旨を示している。具体的にいかなる動植物がこれに該当するかについては、環境基本法の解釈等に従いつつ社会通念で判断されることとなるが、例えば「人の生活に密接な関係のある動植物（例えば、有用な動植物）」はこれに該当し、もっぱら人の生活に害をなすと考えられる動植物（例えば、害虫）はこれに該当しないと考えられる。

単に「動植物」と規定していないのは、①化学物質が動植物（一般）あるいは生態系全体に及ぼす影響を定量的に評価する方法が確立されておらず、生態系への影響の観点から直ちにこれらの化学物質の製造・輸入を制限する等の数量規制を実施することは困難であること、②他方、保護の対象を「動植物（一般）」や「生態系全般」ではなく、一定の範囲に限定することとすれば、定量的な評価が可能となることを踏まえたものである。保護の対象に係る「一定の範囲」として、「生活環境動植物」に限定することとしたのは、環境基本法や政府部内での他の制度において、生活環境の保全に必要な範囲内での動植物を保護の対象とするという対応が行われており、そうすればその被害も認知しやすく、定量的な目標値等に基づく評価も可能であると考えられたことによる。政府部内での他の制度における対応としては、例えば、農薬取締法に基づく農薬の登録保留基準に関して、生活環境保全の目的の範囲内で水産動植物に対する毒性を判断することとしていること、水生生物に係る水質目標値について「生活環境という概念の中心にある人にとって有用な動植物等の保全」の観点から環境基準を設定することとしていることなどが挙げられる。